五一三〇　奄美駐屯地　奄美市　国有　海上自衛隊鹿屋航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五一三四　徳之島　鹿児島県大島郡徳之島町、伊仙町　公有　土地：約四、四〇〇平方メートル　建物：約四、一〇〇平方メートル　工作物：水道等　訓練施設として追加提供する。　使用期間：令和七年九月五日から同年十月二三日まで必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間を、陸上自衛隊奄美駐屯地の施設の一部である地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇八五	北恵庭駐屯地	恵庭市	国有	土地：約一八、〇〇〇平方メートル　建物：約一一、七〇〇平方メートル　工作物：水道等　訓練施設として新規提供する。　使用期間：令和七年九月十一日から同年十一月三日まで必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間を、陸上自衛隊北恵庭駐屯地の施設の一部である地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一三六	佐多射撃場	鹿児島県肝属郡南大隅町	国有	土地：約一九、〇〇〇平方メートル　建物：約一、六〇〇平方メートル　工作物：門等　訓練施設として新規提供する。　使用期間：令和七年九月十一日から同年十一月三日まで必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間を、陸上自衛隊佐多射撃場の施設の一部である地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

国会事項

国立国会図書館

辞令

（調査及び立法考査局議会官庁資料調査室付主任調査員）国立国会図書館調査員　徳原　直子

願により国立国会図書館調査員を免ずる（七月三十一日）

人事異動

消費者庁

（消費者庁付）内閣府事務官　加納　克利

消費者庁参事官（デジタル・業務改革等担当）に配置換する

（消費者庁総務課企画官）同　大友　伸幸

消費者庁参事官事務代理（デジタル・業務改革等担当）を免ずる

（消費者庁消費者安全課長）同　阪口　理司

消費者庁参事官（人事・会計等担当）に配置換する

消費者庁消費者安全課長に併任する

（消費者庁参事官（人事・会計等担当））同　平井　滋

内閣府に出向させる（以上八月一日）

最高裁判所

最高裁判所大法廷首席書記官　定久　朋宏

最高裁判所第一小法廷首席書記官　宮下　美和

最高裁判所第二小法廷首席書記官　吉田　隆樹

最高裁判所第三小法廷首席書記官　田中　美香

最高裁判所訟廷首席書記官　川上　康

最高裁判所事務総局家庭審議官　西川　裕巳

東京高等裁判所事務局次長　大和谷　教

東京地方裁判所事務局長　山根　克彦

名古屋高等裁判所刑事首席書記官　野津　聡

岡山地方裁判所事務局長　大橋憲一郎

大分地方裁判所事務局長兼大分家庭裁判所事務局長　古賀　康平

盛岡地方裁判所事務局長兼岡家庭裁判所事務局長　田邊　明

札幌高等裁判所事務局次長　村上　庫二

辞職（各通）（七月三十日）

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告